

大崎上島町建設工事の予定価格の事前公表に関する取扱要領を次のように定める。

平成22年9月8日

大崎上島町長 藤原正孝

大崎上島町建設工事の予定価格の事前公表に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大崎上島町が発注する建設工事(以下「工事」という。)について、入札・契約事務の透明性、競争性並びに公平性をより一層確保することを目的として、予定価格を事前公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表は、入札の方法により行う工事(随意契約によるものを除く。)を対象とする。

(公表の内容)

第3条 予定価格の事前公表の内容は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表の方法は、入札方式ごとに次に掲げる方法とする。

- (1) 一般競争入札においては、公告文に記載し、掲示場への掲示により行う。
- (2) 指名競争入札においては、入札通知書に記載し、指名業者に対して予定価格を通知するものとする。

(入札に係る措置)

第5条 予定価格の事前公表を行った工事の入札回数は1回とし、予定価格を超える入札は無効とする。

- 2 入札参加者は、入札時に入札金額の根拠となった工事費内訳書を入札書と併せて提出しなければならない。
- 3 工事費内訳書は返却しないものとし、工事費内訳書の工事費合計額が入札金額と相違するとき、又は内容に不備があるときは、入札を無効とする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う入札から適用する。